

家畜飼養に必要な 消毒マニュアル

I. 伝染病とは

細菌、ウイルス、寄生虫及びカビ等の微生物が、家畜の体内に侵入して、ある部位に定着し、増殖するまでの過程を「感染」と言う。その結果、家畜が生理的、形態的に異常な状態を起こした場合を「感染症」と呼んでいる。

伝染病はすべて感染症ですが、感染症の中には伝染しないものがあるので、感染症をすべて伝染病とは呼ばない。

感染した家畜から何らかの方法で、微生物が他の家畜へ伝染して同じ病気を起こすことを「伝染」と言い、この病気を「伝染病」と言う。

伝染病は、一度発生するとそれが次から次へと伝染する性質をもっている。これを「流行」とも言う。

伝染病には、感染すると短い期間に重篤な状態になり、へい死する急性伝染病と、感染しても長い期間が経ってから発病する慢性伝染病とがある。

家畜衛生の基本法である「家畜伝染病予防法」では、一度発生すると被害が甚大で畜産の振興上、大きな影響を及ぼす疾病、国際的に問題となっている疾病及び公衆衛生上問題の大きい、人畜共通伝染病等を、いわゆる「法定伝染病」に指定し、発生予防あるいは蔓延防止などの徹底した防疫対策が規定されている。

更に、法定伝染病ほどではないが、防疫上重要なその他の伝染病については、早期発見に努め、初期対策の徹底を期するため、診断をした獣医師に対して「届け出の義務」を課している。

これを「届出伝染病」と呼んでいる。

1. 伝染病の三つの条件

伝染病は、微生物（感染源）、感染方法（感染経路）、及び家畜（宿主）の三つの要素がそなわらないと発生しない。

感染源は細菌、ウイルス、寄生虫等の微生物であり、感染した家畜に病気を起こさせる微生物を「病原体」または「病原微生物」と言う。

感染している家畜から病原体が排出されて、他の家畜に到達する方法を「感染経路」と言う。

伝染病の予防あるいは防疫には、この三つの要素のいずれか一つを取り除くことによって達成できる。

1) 感染源

家畜に感染して病気の原因となる微生物を、病原体または病原微生物と言うが、同じ病原体でも、家畜が異なると病気を起こさない場合がある。

また、同じ家畜でも、その家畜の生活状態あるいはおかれている環境条件によっても、病気の程度が異なることがある。

I. 伝染病とは

これに対して、家畜に微生物が侵入しても定着、増殖しないもの、感染はするが発病しないものがある。これを「非病原体」と言う。

しかし、病原体であっても、家畜の条件によっては、単に感染にとどまって発病させない場合もある。反対に、普通は非病原体とされている微生物が、条件によってはいろいろな病気を起こすこともある。

2) 感染経路

微生物が感染している家畜から他の家畜へ伝染する方法を、感染経路あるいは伝播様式と言う。

病原体は死体、排泄物、分泌物、体液、人、動物、器具機材、畜産物、飼料、空気、水、土壌等に多量に含まれており、これらを介して（経路）、経口、経鼻、経皮、目、外陰部、創傷、昆虫刺傷等（侵入門戸）より、家畜の体内に侵入して、局所あるいは目的とする臓器で増殖して、局所あるいは全身感染を起こす。

表1 法定伝染病

家畜伝染病の種類	家畜の種類
1 牛疫	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
2 牛肺疫	牛、水牛、しか
3 口蹄疫	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
4 流行性脳炎	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
5 狂犬病	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
6 水胞性口炎	牛、水牛、しか、馬、豚、いのしし
7 リフトバレー熱	牛、水牛、しか、めん羊、山羊
8 炭疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
9 出血性敗血症	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
10 ブルセラ病	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
11 結核病	牛、水牛、しか、山羊
12 ヨーネ病	牛、水牛、しか、めん羊、山羊
13 ピロプラズマ病(注1)	牛、水牛、しか、馬
14 アナプラズマ病(注2)	牛、水牛、しか
15 伝染性海綿状脳症	牛、水牛、しか、めん羊、山羊
16 鼻疽	馬
17 馬伝染性貧血	馬
18 アフリカ馬疫	馬
19 豚コレラ	豚、いのしし
20 アフリカ豚コレラ	豚、いのしし
21 豚水胞病	豚、いのしし
22 家きんコレラ	鶏、あひる、七面鳥、うずら
23 家きんペスト	鶏、あひる、七面鳥、うずら
24 ニューカッスル病	鶏、あひる、七面鳥、うずら
25 家きんサルモネラ感染症(注3)	鶏、あひる、七面鳥、うずら
26 腐蝨病	みづばち

注1：バベシア・ビゲミナ・バベシア・ボビス、バベシア・エクイ・バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタによるものに限られ、我が国において通常発生のある、いわゆる小型ピロプラズマ、大型ピロプラズマによるものは含みません。

注2：アナプラズマ・マージナーレ

注3：サルモネラ・プローラム、サルモネラ・ガリナルム

3) 宿主（家畜）

病原体が好んで感染する動物、あるいは臓器（例えば、肺、腸等）がある。この様な動物または臓器を感受性動物または感受性臓器と呼んでいる。

感染は、家畜の感受性が十分に高い場合に起こるが、病気に対する宿主（家畜）の感受性あるいは抵抗性は、家畜の種類、品種、系統、性別、生理状態、栄養、環境等の要因に支配される。

家畜集団における流行は、その集団中に感受性のある家畜が、一定の割合以上に存在する時に起きる。

家畜が感染症にかかった場合、その結果は死、治癒及び慢性化のいずれかである。

表2 届出伝染病

家畜伝染病の種類	家畜の種類
1 ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、山羊
2 アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊
3 悪性カタル熱	牛、水牛、しか、めん羊
4 チュウザン病	牛、水牛、山羊
5 ランビースキン病	牛、水牛
6 牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
7 牛伝染性鼻気管炎	牛、水牛
8 牛白血病	牛、水牛
9 アイノウイルス感染症	牛、水牛
10 イバラキ病	牛、水牛
11 牛丘疹性口炎	牛、水牛
12 牛流行熱	牛、水牛
13 類鼻疽	牛、水牛、馬、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
14 破傷風	牛、水牛、しか、馬
15 気腫疽	牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚、いのしし
16 レブトスピラ症(注1)	牛、水牛、しか、豚、いのしし、犬
17 サルモネラ症(注2)	牛、水牛、しか、豚、いのしし、鶏、あひる、七面鳥、うずら
18 牛カンピロバクター症	牛、水牛
19 トリバノソーマ症	牛、水牛、馬
20 トリコモナス病	牛、水牛
21 ネオスポラ症	牛、水牛
22 牛エバ幼虫症	牛、水牛、水牛
23 馬インフルエンザ	馬、馬
24 馬ウイルス性動脈炎	馬
25 馬鼻肺炎	馬
26 馬モルビリウイルス肺炎	馬
27 馬痘	馬
28 野兔病	めん羊、豚、いのしし、兎
29 馬伝染性子宮炎	馬
30 馬パラチフス	馬
31 僥性皮疽	馬
32 小反芻獸疫	馬
33 伝染性臘瘤性皮膚炎	馬
34 ナイロビ羊病	馬
35 羊痘	馬
36 マエディ・ビスナ	馬
37 伝染性無乳症	馬
38 流行性羊流産	馬
39 トキソプラズマ病	馬
40 斑癬	馬
41 山羊痘	馬
42 山羊関節炎・脳脊髓炎	馬
43 山羊伝染性胸膜肺炎	馬
44 オーエスキ一病	豚、豚、いのしし
45 伝染性胃腸炎	豚、豚、いのしし
46 豚エンテロウイルス性脳脊髓炎	豚、豚、いのしし
47 豚繁殖・呼吸障害症候群	豚、豚、いのしし
48 豚水疱疹	豚、豚、いのしし
49 豚流行性下痢	豚、豚、いのしし
50 萎縮性鼻炎	豚、豚、いのしし
51 豚丹毒	豚、豚、いのしし
52 豚赤痢	豚、豚、いのしし
53 鳥インフルエンザ	鶏、鶏、鶏、七面鳥、うずら
54 鶏痘	鶏、鶏、鶏、うずら
55 マレック病	鶏、鶏、鶏、うずら
56 伝染性気管支炎	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
57 伝染性喉頭気管支炎	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
58 伝染性ファブリキウス囊病	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
59 鶏白血病	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
60 鶏結核病	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
61 鶏マイコプラズマ病	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
62 ロイコチトゾーン病	鶏、鶏、鶏、鶏、鶏、七面鳥
63 あひる肝炎	あひる
64 あひる肝炎ウイルス性腸炎	あひる
65 兔ウイルス性出血病	兔
66 兔粒液腫	兔
67 バロア病	みつばち
68 チョーク病	みつばち
69 アカリンドニ症	みつばち
70 ノゼマ病	みつばち

注1：レブトスピラ・ポモナ、レブトスピラ・カニコーラ、レブトスピラ・イクテロヘモリジア、レブトスピラ・グリボティフォーサ、レブトスピラ・ハージョ、レブトスピラ・オータムナリス及びレブトスピラ・オーストラリスによるものに限る。

注2：サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。